

令和 8 年度 **豊島地区**赤い羽根共同募金地域配分（B 配分）の申請要領

1. 応募資格

東京都の区域内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など

- （１）社会福祉法第 2 条に定める児童厚生施設（児童館）
- （２）社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設（保育室・認証保育所等）
- （３）障がい児・者の地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
- （４）社会福祉関係通知等による施設
- （５）その他、地区配分推せん委員会において認められた、地域福祉の推進を目的とする団体

例）特定非営利活動法人、住民が運営する自主グループ、任意団体等を含む
※任意団体＝無料学習支援教室、障害者関連団体等

※原則として、申請時点において事業開始から 1 年以上経過していること

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象にならない

2. 申請対象事業

- （１）地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
- （２）令和 9 年度に実施する事業であること（令和 8 年度末の配分決定通知以前に実施（購入）するものは対象とならない）
- （３）申請は 1 施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を 1 つとした 1 事業に限ること（目的の異なる 2 つ以上の事業を申請することはできない。例：備品整備と宿泊研修、など）

※指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること。

（例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた 1 つの施設に含めて申請。）

- （４）施設・団体維持のための運営費（人件費、家賃、光熱水費など）ではないこと
- （５）日常の活動に使用しないものではないこと
- （６）事務管理を主な目的とした備品整備（防犯設備等含む）ではないこと
- （７）その他、配分推せん委員会で認めたもの

〔対象除外となる事業〕（共同募金配分要綱第 3 条）

- （１）営利法人が行う事業、または、営利を目的として行っているとみなされる事業

- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (3) 政治・宗教等に利用されるとみなされる事業
- (4) 会員等の相互共済を主目的とする事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
- (6) 地域住民から信頼に欠ける事業
- (7) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって経営が可能な事業
- (8) 配分審査の時点で既に着手している事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面の整備事業
- (11) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

◇配分事業の例

- A. 備品整備（原則 5 年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。）
 - イ. 利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具・備品、遊具、等）
 - ロ. 利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの（機器、作業台等）
 - ハ. 利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品（日常活動での使用も見込まれるもの）
- B. 小破修理（トイレ・扉などの改修・修理、等）
 - ※貸主責任で整備すべきものは対象外
- C. 利用者の生活の向上に資する事業（研修、訓練、交流事業、等）
 - ※申請書記入の際は、下記をご参照の上、事業の福祉的意義を明示するようにする
 - ※宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会、等

◇配分対象としないものの例

- ・施設・団体維持に係る運営経費（家賃、光熱水費、職員人件費、等）
- ・施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施など（防犯設備、職員を対象とした研修会、等）
- ・主に事務・管理的な用途で使用するもの（什器・備品、電子機器、ナースコール、等）
- ・将来的に使用または適用となるか不確かなもの（日常生活で使用が見込まれない防災グッズなど）
- ・備品購入および事業実施の際の間接的経費（備品処分費、リサイクル費、送料、設置工事費などの諸経費、行事保険や宿泊、日帰り訓練等における保険、見積によらない謝礼、等）

3. 配分申請金額及び審査の基準 [豊島地区基準]

(1) 原則

東京都共同募金会当該年度配分要綱に基づき申請団体へ配分推せんを行うが、申請金額上限及び推薦基準については豊島地区の基準を適用する

(2) 審査

- ①書類による審査・聞き取り
- ②訪問調査・視察
- ③豊島地区配分推せん委員会による協議

(3) 配分可能額

豊島地区における配分可能額（※前年度募金実績額の 65%）を上限に配分推せんを行う

(4) 配分申請の基準額

各申請事業の基準を適用。申請額については下限を設けない。

(5) 同一法人における申請事業所数の上限

同一法人 2 事業所以内

(6) 申請金額の単位

原則 10,000 円単位 ※但し、宿泊、日帰り訓練等については 5,000 円単位

(7) 豊島地区申請金額・配分金額基準

①宿泊、日帰り訓練等基準

[適用基準] 上限 30 万円以内、総事業費の 75%以内		
区分	基準	算定基礎
宿 泊	・1 年度 1 回のみ ・2 泊 3 日以内	1 泊 10,000 円/人
		2 泊 15,000 円/人
日 帰 り	・1 年度 2 回まで	1 回 5,000 円/人
※人数は申請時の実人数で算定し、職員は含めない		

②備品購入基準

申請備品に関する相見積もり(市場価格調査)を行い、総事業費を算定すること		
[適用基準]		
優先	基準	配分基準
1 位	利用者の生活や処遇に直接関係し、必要な備品	上限 30 万円以内 総事業費の 75%以内
2 位	利用者の工賃アップ等に関わる備品	

③職員人件費基準

[適用基準] 常時勤務する職員の人件費には配分金を充当しない。	
------------------------------------	--

④プログラム事業における外部講師等にかかる謝礼金基準

〔適用基準〕

謝礼金の 50%以内、または配分額 150,000 円以内のどちらか少ない額とする。

⑤小破修理基準

〔適用基準〕

修繕費の 50%以内、または配分額 150,000 円以内のどちらか少ない額とする。

4. 申請

(1) 申請から配分決定までの流れ

①説明会への出席または地域配分に関する動画の視聴



②申請に関する事前相談 ※随時



③申請に係る書類の提出〔提出先〕豊島区民社会福祉協議会



④申請〆切 (10/31)



⑤申請団体・施設への視察 (一部)



⑥配分推せん委員会にて配分先・金額の推せん内容決定



⑦豊島地区配分推せん委員会から東京都共同募金会へ推せん内容送付

(2) 説明会

地域配分 (B 配分) 申請に関する事前説明会を実施。

①対面

〔日程〕

令和 8 年 7 月 09 日 (木) 14 時～15 時 豊島区民社会福祉協議会 3 階会議室

令和 8 年 7 月 17 日 (金) 10 時～11 時 豊島区民社会福祉協議会 3 階会議室

※要事前申込 ※下記の二次元コードからも申込みが可能。

〔申込先〕

東京都共同募金会豊島地区協力会事務局

豊島区民社会福祉協議会 総務課 地域支えあい担当 電話 : 03-3981-2930

②動画配信

7 月 20 日以降に準備でき次第 YouTube にて配信いたします。動画視聴に当

たつては、事前にお申込みいただくと、指定のメールアドレスに視聴用のURLを送信します。

(3) 事前相談

申請に当たっては、事前相談をお願いいたします。

お手数ですが、当会事務局までご連絡ください。

(4) 申請書類

※以下の書類については、正本・副本（コピー）の 2 部を提出してください。

①「地域配分（B配分）申請書」

豊島区民社会福祉協議会のホームページよりダウンロードをお願いいたします。（※東京都共同募金会の申請書と内容が異なります）

ダウンロードができない場合は、返信用封筒（返信先記入済み、110 円切手貼付）を事務局までお送り下さい。

※「申請事業費」は、見積もりから間接的経費を除いた額として下さい。

ただし、対象外項目が記載された見積書も添付資料として有効ですので、それらを除いた見積書を別途取る必要はありません。

②「見積書」

いずれの場合も「見積書」（カタログは不可、インターネットを介した見積書は可ですが、Web 画面のスクリーンショットは不可です）を提出して下さい。

③事業実施計画書

見積書で細かい事業の内訳が明示できない場合や、見積書が添付できない事業の場合は、施設・団体の責任者名の記載、捺印などを伴う事業実施計画書を添付してください。（※様式例があります）

④「豊島地区赤い羽根共同募金運動参加計画書（地域配分（B配分）申請団体用）」

赤い羽根共同募金運動への取組みに関する参加計画書をご提出ください。

- ・募金については、東京都共同募金会へ直接送金した場合、豊島地区の実績となりません。
豊島地区の実績とするためには、豊島地区協力会事務局（豊島区民社会福祉協議会）を通じた送金が必要です。ご協力をお願いいたします。
- ・募金箱及び職場募金に関する資材は、社会福祉協議会の地区担当職員がお届けし、回収も行います。
- ・共同募金運動の広報周知に当たり、広報紙への取材等にご協力をいただく場合があります。

⑤「申請時提出物チェック表」

(5) 申請書類の提出

事務局宛に郵送または持参にてご提出をお願いいたします。

〔提出先〕

東京都共同募金会豊島地区協力会事務局
豊島区民社会福祉協議会 総務課 地域支えあい担当
豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4 階
電話 03-3981-2930 FAX 03-5954-7105 Mail chiiki2@a.toshima.ne.jp

(6) 申請書受付期間

令和 8 年 8 月 1 日～10 月 31 日（必着）

※申請書を送付する際は、「信書」の送達が可能な郵便等を使用してください。

5. 配分推せん委員による訪問調査・視察

申請のあった団体・施設の事業内容について、配分推せん委員による訪問を行い、配分申請の内容について聞き取りを行う場合があります。

6. 配分の決定

豊島地区配分推せん委員会は、地域住民等で構成されるもので、豊島区民社会福祉協議会が事務局を務めます。

当委員会にて配分申請状況や内容により、配分推せんの可否、配分推せん額を決定します。

その後、東京都共同募金会配分委員会及び理事会において審議・決定後、令和 9 年 3 月下旬～4 月に文書にて配分決定の通知をします。

7. 配分金交付時期

令和 9 年 6 月（予定）

8. 使途計画変更の届出

配分決定後、申請内容に変更が生じた場合は、事務局へ連絡・相談の上、使途変更届及び参考資料（変更する内容がわかるもの）の正本、副本（コピー）の 2 部を提出してください。

※「地域配分（B 配分）」（令和 7 年度申請・8 年度使用）使途計画変更届」は豊島区民社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしてください。

※「宿泊、日帰り訓練等」の場合で、申請時の参加人数と変更があった場合は使途変更の対象となり、差し引いた人数分の配分金は返還となります。

9. 地域配分（B配分）使途報告書の提出

事業完了後、30 日以内に事務局へ郵送または持参の上、下記の書類について正本・副本（コピー）の 2 部を提出してください。

（1）提出書類

①「使途報告書」（正本・副本計 2 部）

（※東京都共同募金会の申請書と内容が異なります）

②請求書及び領収書の写し

※原本は添付しないでください。

③「実施要領及び事業報告書」（宿泊、日帰り訓練等の場合のみ）

宿泊、日帰り訓練等の場合は、実施要領（参加者募集チラシ等）及び事業報告（事業掲載の機関紙等でも可）を提出してください。

※形式は自由

④配分金が活用された様子や成果が伝わる写真または画像データ

備品の場合は活用している様子などの写真を報告書への添付またはデータ等でご提出ください。

※ご提出いただいた「写真」と「ありがとうメッセージ」等は、ご寄付者向け広報（紙媒体、Web 媒体）で紹介する場合があります、また、紙面の都合上編集させていただくことがありますことをあらかじめご了承ください。

⑤「事業完了後提出物チェック表」

※使途報告書の提出が無い場合、次回以降の配分申請を受付できない可能性があります。